

消費者コーナー

消費生活相談室
☎ 042-384-4999
消費者ホットライン
☎ 1888

**エステ、旅行会社が倒産！
お金は返ってくるの？**

最近、脱毛エステ店、格安旅行会社の倒産により、サービスを受けられないなどの消費者被害が発生しています。

事例1

脱毛エステ店が倒産し、破産管財人から「エステ事業者には資産が無く、債権届け出期間も当面定めない」と通知が来た。エステ料金はクレジットカードカードで支払ったが、支払いは終わっていない。また全部の施術を受けていない。

事例2

インターネットで格安旅行会社にクレジットカード翌月1回払いで海外旅行を申し込んだ。すでに銀行口座から引き落とされているが、テレビのニュースで旅行会社の倒産を知った。

アドバイス

▽事業者の経営状態が破たんすることを倒産と言います。事業者は事業を停止し清算するか、事業を継続し再建を行います。脱毛エステ店、旅行会社も事業を停止し、裁判所に破産手続きの申し立てを行いました。破産手続きでは破産管財人が事業者の財産を金銭に換えて債権者に配当します。財産が少なく、債権額が多額な場合は、配当はほとんどありません。



方法が翌月1回払い以外でまだクレジットカード会社への支払いが終わっていない場合は、クレジットカード会社へ支払停止の抗弁ができます。早急にクレジットカード会社に申し出をしましょう。

▽破産手続きを開始したエステ店の未施術サービスについては、関連他事業者などが優遇措置を行う場合もあります。一定額の支払いを求める場合が多く、条件をよく検討しましょう。

▽旅行会社は一般社団法人日本旅行業協会の正会員で、弁済業務保証制度の対象となりますが、弁済申し出が弁済限度額を超えた場合は、割合に応じて弁済されることとなります。弁済を受けるためには、同協会に認証の申し出を行います。

▽破産手続きを申し立てた脱毛エステ店、格安旅行会社との契約内容、支払方法により配当金、弁済金、サービス提供の可否が異なります。破産手続きによる債権届、弁済業務保証制度による認証の申し出を行うために関係書類を保管しておきましょう。

代金前払いの契約については、サービスが受けられないなどのトラブルが発生しています。契約は慎重に検討する必要があります。不安な場合は、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

固定資産税の減額制度

【耐震改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分）の固定資産税（家屋分）を申告により、2分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

【長期優良住宅建築に伴う減額】

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分（建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分）の固定資産税（家屋分）を減額します。

■申告期限新築した年の翌年の1月31日まで

■長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（☎042-464-2154）にお問い合わせください

—◇共通◇—

■申告書記布場所資産税課、市ホームページ

■注意事項新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません（バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません）

■他要件等詳しくはお問い合わせください

【その他の住宅改修を支援する制度】

▽木造住宅耐震改修助成金
→まちづくり推進課住宅係（☎042-387-9861）

▽重度障害（下肢または体幹）の方への住宅設備改善支援
→自立生活支援課相談支援係（☎042-387-9841）

▽自立支援のための住宅改修
→介護福祉課高齢福祉係（☎042-387-9843）

▽介護保険制度の住宅改修
→介護福祉課介護保険係（☎042-387-9822）

7月の相談日
お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分～4時30分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
法律相談	7月4・6・11・13・18・20・25・27日	午前9時～正午 ▷法律相談、交通事故相談は、6月16日から、直接または電話で受け付け 法律相談は各日とも6人	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
税務相談	7月12・26日	いずれも午後1時30分から	シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日 (祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター (貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
人権・身の上相談	7月18日		福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室 ☎042-383-1225) へ予約してください
建築・登記・表示登記相談	7月5日		創業相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話 (☎0422-31-2040) で予約してください
行政相談	7月20日		生活困窮者自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
相続等暮らしの書類作成相談	7月19日	▷広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818) へ予約してください	ひきこもり相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時	▷ボランティア・市民活動センター (本町5-36-17 ☎042-387-0011) ▷予約制 (1日2組まで)
交通事故相談	7月11日	▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け			
女性総合相談 (夫婦・家族・人間関係)	7月7・13・14・21・28日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり (1歳以上の未就学児。要事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約してください			
母子 (ひとり親)・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所 (本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課 (市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター-国分寺事務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			